

大和市公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第36号

大和市公告式規則の一部を改正する規則

大和市公告式規則（昭和49年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「大和市掲示場設置規程に」を「条例又は法令に定めのある場合を除き、市長がその位置を別に」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。